

後志地域・職域連携推進連絡会設置要綱

(設置目的)

第1条

健康寿命を延ばし、生活の質の向上を目指した「後志圏域健康づくり事業行動計画」推進の一環として、地域と職域が連携し、生活習慣病等の健康課題解決に向け、働き盛りの中高年の健康度を上げる事を目的に、後志地域・職域連携推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条

推進連絡会は次の事項について協議・検討する。

- (1) 地域の健康課題に関すること。
- (2) 健康課題の解決に向けた広域的な情報発信に関すること。
- (3) 構成機関が実施する保健事業や社会資源に関する情報交換や活用に関すること。
- (4) その他必要な保健事業に関すること。

(組織)

第3条

推進連絡会は次の関係機関をもって組織する。

(1) 職域保健関係機関

小樽労働基準監督署（倶知安支署）、南後志地域産業保健センター、倶知安商工会議所、余市商工会議所、岩内商工会議所、後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 地域保健関係機関

管内市町村

(3) 医療関係機関

一般社団法人羊蹄医師会、一般社団法人岩内古宇郡医師会、一般社団法人寿都医師会、一般社団法人余市医師会、後志歯科医師会

(4) その他の機関

公益社団法人北海道看護協会後志支部、公益社団法人北海道栄養士会後志支部

2 推進連絡会は、事業を円滑に進めるため、作業部会を設置することができる。

(会議)

第4条

推進連絡会の会議は、事務局が招集する。

- 2 推進連絡会の会議の議事は事務局が整理する。
- 3 推進連絡会は、年1回以上開催する。
- 4 推進連絡会の開催にあたっては、必要に応じ、第3条の関係機関以外の者に会議の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(作業部会)

第5条

作業部会は、第3条の関係機関の実務担当者を持って構成する。

- 2 作業部会は、必要に応じ開催する。

(事務局)

第6条

事務局は、後志総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課及び岩内地域保健室企画総務課に置く。

(その他)

第7条

この要綱に定めるもののほか、推進連絡会の運営に関し必要な事項は、推進連絡会が定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月14日から施行する。

この要綱は、平成19年9月5日から施行する。

この要綱は、平成21年3月27日から施行する。

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

この要綱は、平成24年2月29日から施行する。

この要綱は、平成24年12月6日から施行する。

この要綱は、平成27年3月18日から施行する。

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

この要綱は、平成30年5月14日から施行する。

この要綱は、令和元年12月17日から施行する。